

松阪市地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会設置要綱

(設 置)

第1条 松阪市民病院の病床機能・経営形態等の在り方について、二次にわたる地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検討委員会による議論の結果、地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方に関する提言書（以下「提言書」という。）が令和2年2月13日に提出された。その後、新型コロナウイルス感染症対応において、急性期機能・医師・看護師等の集約化、各病院の機能分化・連携等を通じた役割分担の明確化・最適化の取組みを平時からより一層進めておく必要性が浮き彫りとなった。国においては、今後も人口減少や少子高齢化が続く中、各地域において将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症等や大規模災害などの緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革や偏在対策といった各種施策を一体的に推進している。このような今般の社会情勢をふまえ、提言書について、市長の諮問に応じ、検証を行うため、地域医療構想をふまえた松阪市民病院の在り方検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、提言書について、新興感染症対応など新たな課題の整理等、今般の社会情勢をふまえた検証を行い、答申をまとめる。

2 委員会は、前項に関連する松阪市民病院に係る公立病院経営強化プランの素案を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

(委員会)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

7 委員会は、原則として公開とする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の規定に基づき、予算の定める範囲内で支給する。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、松阪市民病院経営管理課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

構成区分	名前（所属）
委員	平岡直人（公益社団法人松阪地区医師会会長）
委員	長友薫輝（佛教大学社会福祉学部准教授）
委員	高尾仁二（三重大学大学院医学系研究科 胸部心臓血管外科学 教授）
委員	志田幸雄（公益社団法人三重県医師会監事、医療法人桜木記念病院理事長・院長）
委員	山路由実子（鈴鹿医療科学大学准教授：公衆衛生看護学）
委員	水谷勝美（松阪市住民自治協議会連合会会長）
委員	奥田隆利（一般社団法人三重県介護支援専門員協会会長、松阪市第四地域包括支援センター長）
委員	近田雄一（松阪市副市長）
委員	畑地治（松阪市民病院院長）
オブザーバー	栗原康輔（三重県医療保健部医療政策総括監）
オブザーバー	坂本和也（三重県医療保健部医療政策課長）